

収納課  
担当：収納チーム 加藤  
(0562-36-2637)

## 「スマートフォン決済アプリによる納税」が可能となります

3月1日(月)からスマートフォン決済アプリ「PayPay・LINE Pay・PayB・FamiPay」を利用し、市税の納付が可能となります。

### 1 目的

市税の収納窓口の多様化、納税者の利便性の向上のため、市税の納付方法としてスマートフォン決済を導入し、納期内納付件数の増加及び徴収率の向上を図ります。

### 2 スマホ納税の概要

スマートフォン決済アプリのバーコード読み取り機能で、納付書のバーコードを読み取ることにより、いつでもどこでも納税できるようになります。手数料はかかりません。

### 3 対象税目

- ・市民税・県民税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税

### 4 利用開始日

令和3年3月1日(月)から

### 5 利用できるスマートフォン決済アプリ

- ・PayPay
- ・LINE Pay
- ・PayB
- ・FamiPay

### 6 その他

- ・納付書1枚あたりの納付税額が30万円までのものに限りません。
- ・期限が切れているもの、バーコードの印字がされていないものはご利用できません。